

NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方

実施期間 2022年6月15日（水） ～ 2022年7月14日（木）

ご意見の件数 54件（放送事業者等団体2件、個人52件）

提出者

放送事業者等：2件（提出順。名称は提出名による）

（株）テレビ愛媛、日本民間放送連盟

個人：52件

寄せられたご意見 別紙のとおり

寄せられたご意見を踏まえて検討した結果、変更素案からの修正は行いませんでした。（8月30日）

変更案を一部修正する議決を行い、「NHKの考え方」に追記しました。（11月8日）

【インターネット活用業務実施基準変更素案において、変更案を提示した条項に関するご意見】

条項	ご意見	NHKの考え方
第5部3号 受信料財源 業務 第29条業 務の内容等	外国に滞在する日本人にNHKの放送番組を届けるために動画配信サービスへの番組提供の規定新設に賛成する。 【個人】 （個人からの類似する意見：5件）	○賛同のご意見として承ります。
第5部3号 受信料財源 業務 第29条業 務の内容等	インターネット活用範囲を広げることに反対。（中略）有料放送にも関わらず「受信料を持ち出してまで実施する」と言及することに危険性を感じる。国内受信料負担者は何一つメリットないのに、誰が得をするのか。 【個人】 受信料を財源として受信料を支払っていない方への利便性を高めるといふ発想は極めて理解を得難いと考えます。実施に対する費用は一切認めず、すべて有料配信とし費用のすべてをまかなう必要があります。 【個人】 国内向けは受信料を原資とする費用での制作が適切ですが、国際放送や外部へ提供する放送素材に関わる収支は、審議された国の予算を使うべきだと考えます。 【個人】 （個人から類似する意見：5件）	○日本語による邦人向けの国際放送は、受信料を主な財源として実施するNHKの必須業務として放送法に定められており、在外邦人に日本語によるサービスを届けることはNHKの重要な責務の一つです。 ○NHKは、これに加え、日本語のテレビ番組を外国の放送事業者に提供することによって、在外邦人が日本語の番組を視聴しやすい環境の整備に努めてきました。 ○今回実施しようとしている外国の動画配信事業者への提供は、海外のメディア環境が変化し、放送からインターネットへのシフトが進む中でもそうした環境を維持・拡充するために必要なものであり、受信料の用途として放送法の趣旨に沿ったものと考えています。

<p>第5部3号 受信料財源 業務 第29条業 務の内容等</p>	<p>・ 外国の動画配信事業者への「NHKワールド・プレミアム」の番組提供を、対象事業者から対価を得て行う「3号有料業務」ではなく、受信料を財源とする「3号受信料財源業務」で行う必然性や趣旨の説明が、意見募集資料においては不十分だと考えます。 ・ 今回実施しようとしている業務を「3号受信料財源業務」とする理由について、同資料は「高い社会的意義があると認められる」と述べていますが、本件変更案は受信料の用途の拡大であり、視聴者・国民に対し丁寧かつ具体的な説明が求められます。「3号受信料財源業務」の対象を限定列挙する第29条第1項に関する今般の変更は、今後起こりうる対象業務の変更等の参考とされることから、丁寧な対応が望まれると考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○これまでNHKは、「NHKワールド・プレミアム」を外国の放送事業者に提供することによって在外邦人が日本語の番組を視聴しやすい環境の整備に努めてきました。 ○今回実施しようとしている外国の動画配信事業者への提供は、海外のメディア環境が変化し、放送からインターネットへのシフトが進む中でもそうした環境を維持・拡充するために必要なものであり、受信料の用途として放送法の趣旨に沿ったものと考えています。 ○なお、仮に「3号有料業務」として実施する場合、インターネット活用業務に係る区分経理の考え方にに基づき、提供に要する費用を賄うに足る収入となるよう対価を設定することになりますが、そのような対価の水準では、地域によっては対象事業者と合意できない、あるいはサービスの利用料金が高額となるなど、在外邦人が日本語の番組を視聴できる環境の維持・拡充が困難になるおそれがあると考えています。</p>
<p>第5部3号 受信料財源 業務 第31条料 金その他の提 供条件</p>	<p>・ 第31条の変更は、「3号受信料財源業務」においてNHKは3号対象事業者に対価を求めず、3号対象事業者は利用者に利用の対価を求めないとする原則を曲げることになります。有料サービス事業者への番組提供と、NHKからの対価請求を可能とすることで、緊急・災害時の動画配信事業者への番組提供などを想定していた「3号受信料財源業務」の性格を変質させるおそれがありますので、例外を設けることとした背景などについて丁寧な説明が必要です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供において、提供先事業者のサービスを無料サービスに限定すると、提供可能な事業者の数が十分に見込めず、在外邦人が日本語の番組を視聴できる環境の維持・拡充が困難と判断しています。 ○またNHKから事業者に対価を求めるのは、提供先事業者が有料でサービスを提供する場合に限定しており、受信料を財源とする番組提供によって事業者が利益を得ることを考慮したものです。 ○なお、3号業務のうち受信料を財源として実施することが適当なものを「3号受信料財源業務」として実施するのであって、提供条件等については、それぞれの業務の具体的な内容に即して設定すべきものと考えています。今回実施しようとする業務で対価を求めることを可能にしても、「3号受信料財源業務」の性格を変質させるものではないと考えます。</p>

<p>第5部3号 受信料財源 業務 第29条業 務の内容等 第5部3号 受信料財源 業務 第31条料 金その他の提 供条件</p>	<p>海外に在住する人、特に日本人に対して国内の情報を伝えることは、NHKとしての役割の一つであることは理解できます。今回の変更概要に“無料で配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまう一方、有料サービスであっても提供の意義があると考えられる”、“有料サービスへの提供の場合には提供先事業者に一定の負担を求める規定も設けます”と記載されていますが、その具体的な条件や課金基準は記載されておらず、NHKにおいては有償提供の基準や想定される収入見込み等を提示し広く周知し、国民の理解を得たうえで検討すべき事案と考えます。国民が支払った受信料を財源として実施する業務（3号受信料財源業務）とすることで、国内での本来の受信料財源事業の質・量が低下することは絶対にあってはならないと考えます。</p> <p>【(株)テレビ愛媛】</p>	<p>○「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供については、有料サービスを実施している事業者への提供を想定しています。事業者に求める対価を含めた具体的な提供条件については、その地域の在外邦人の数や、事業者の規模（加入者数）、有料サービスの料金水準も考慮する必要があり、一律の基準を設けるのではなく、各事業者と合意したところにより提供することとしています。</p> <p>○対価の多寡に関わらず、3号受信料財源業務の実施に要する費用が過大なものとならないよう、「年額5億円を超えない」と定め、この範囲で業務を行う考えです。</p> <p>（追記：「年額5億円を超えない」とする変更をとりやめ、当面、現行規定（年額1億円を超えない）を変えないこととしました。）</p>
---	--	---

<p>第5部3号 受信料財源 業務 第32条業 務実施に要す る費用</p>	<p>5億円に増額することに反対。衛星放送での配信が減っているのであれば、まずはその予算をいくらに減額するのか提示すべき。ネット配信5億円、衛星放送は現状維持では説明がおかしい。</p> <p>【個人】 (個人から類似する意見：5件)</p>	<p>○インターネット活用業務に係る区分経理の考え方に基づき、今回実施しようとする業務に要する費用としては、</p> <p>①動画配信事業者へ提供のためだけに実施する業務の費用に加えて、</p> <p>②他の業務と共通でかかる費用の一部を計算により配賦し、動画配信事業者への提供の費用と位置付けるものを計上しなくてはなりません。</p> <p>○①は有線回線の費用や、そのために必要な専用設備の費用などであり、1億円を超えないと見込んでいます。また、個別に費用が掛かる有線回線での提供については、必要性を見極めて慎重に実施する方針です。</p> <p>○②は編成・運行业務や衛星回線による提供など、これまで実施している「NHKワールド・プレミアム」の外国の放送事業者への提供等の実施にあたり、現在も発生している費用の一部を、配賦計算によりインターネット活用業務の費用として扱うものであり、新たな費用がかかるものではありません。</p> <p>○このように、今回実施しようとしている業務のために新たにかかる費用は1億円を超えないと見込んでいます。5億円が新たにかかるということではありません。</p> <p>○なお、従来実施している国際放送や国際放送番組等配信の業務などと合わせ、国際発信業務全体として業務の効率化と利便性の向上に取り組んでいるところです。</p> <p>(追記：「年額5億円を超えない」とする変更をとりやめ、当面、現行規定(年額1億円を超えない)を変えないこととしました。)</p>
--	---	---

<p>第5部3号 受信料財源 業務 第32条業 務実施に要す る費用</p>	<p>・ 第32条を変更し、「3号受信料財源業務」全体で年額5億円を超えないものとしていますが、費用の上限を従来の5倍とすることは異例です。今回実施しようとしている業務に関する動画配信事業者の想定数など具体的な事業イメージを示し、想定費用の妥当性を説明すべきものと考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○インターネット活用業務に係る区分経理の考え方に基づき、今回実施しようとする業務に要する費用としては、</p> <p>①動画配信事業者へ提供のためだけに実施する業務の費用に加えて、</p> <p>②他の業務と共通でかかる費用の一部を計算により配賦し、動画配信事業者への提供の費用と位置付けるものを計上しなくてはなりません。</p> <p>○①は有線回線の費用や、そのために必要な専用設備の費用などであり、1億円を超えないと見込んでいます。また、個別に費用が掛かる有線回線での提供については、必要性を見極めて慎重に実施する方針です。</p> <p>○②は編成・運行业務や衛星回線による提供など、これまで実施している「NHKワールド・プレミアム」の外国の放送事業者への提供等の実施にあたり、現在も発生している費用の一部を、配賦計算によりインターネット活用業務の費用として扱うものであり、新たな費用がかかるものではありません。</p> <p>○このように、今回実施しようとしている業務のために新たにかかる費用は1億円を超えないと見込んでいます。5億円が新たにかかるということではありません。</p> <p>○なお、従来実施している国際放送や国際放送番組等配信の業務などと合わせ、国際発信業務全体として業務の効率化と利便性の向上に取り組んでいるところです。</p> <p>(追記：「年額5億円を超えない」とする変更をとりやめ、当面、現行規定（年額1億円を超えない）を変えないこととしました。)</p>
--	--	---

<p>第5部3号 受信料財源 業務 第32条業 務実施に要す る費用</p>	<p>NHKインターネット活用業務実施基準の変更に反対です。現時点でも国外で受信料を払わない方が、「24時間編成で、世界の100以上の国・地域の約2000万世帯で視聴可能」で十分です。その視聴手段数が減っても国内の受信料負担者は困りません。また、NHKは「高い社会的意義が認められるもの」としていますが、この放映手段を変えることで実際視聴数は何名増えるのでしょうか？費用対効果が全くみえません。</p> <p>【個人】 (個人からの類似する意見：2件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語による邦人向けの国際放送は、受信料を主な財源として実施するNHKの必須業務として放送法に定められており、在外邦人に日本語によるサービスを届けることはNHKの重要な責務の一つです。 ○NHKは、これに加え、日本語のテレビ番組を外国の放送事業者に提供することによって、在外邦人が日本語の番組を視聴しやすい環境の整備に努めてきました。 ○今回実施しようとしている外国の動画配信事業者への提供は、海外のメディア環境が変化し、放送からインターネットへのシフトが進む中でもそうした環境を維持・拡充するために必要なものであり、受信料の用途として放送法の趣旨に沿ったものと考えています。 ○現在の「NHKワールド・プレミアム」は、約2000万世帯で視聴可能ですが、全て衛星放送やケーブルテレビを通じた放送での視聴です。今後インターネットへのシフトが進めば、視聴可能な世帯が減ったり、地域によって視聴できなくなったりすることが考えられ、こうしたことを防ぐためにも動画配信事業者への提供が必要と考えています。 ○なお、従来実施している国際放送や国際放送番組等配信の業務などと合わせ、国際発信業務全体として業務の効率化と利便性の向上に取り組んでいるところです。
--	--	---

<p>第5部3号 受信料財源 業務 第32条業 務実施に要す る費用</p>	<p>第32条 実施に要する費用は、年額5億円を超えないものとする。上記に反対です。やるのであれば、現状の年額1億円でできる範囲にとどめるべきです。5億円も予算枠が増えれば不正経理の温床になりかねず、今のNHK体制では賛成できません。</p> <p>【個人】 (個人から類似する意見：2件)</p>	<p>○インターネット活用業務に係る区分経理の考え方に基づき、今回実施しようとする業務に要する費用としては、</p> <p>①動画配信事業者へ提供のためだけに実施する業務の費用に加えて、</p> <p>②他の業務と共通でかかる費用の一部を計算により配賦し、動画配信事業者への提供の費用と位置付けるものを計上しなくてはなりません。</p> <p>○①は有線回線の費用や、そのために必要な専用設備の費用などであり、1億円を超えないと見込んでいます。また、個別に費用が掛かる有線回線での提供については、必要性を見極めて慎重に実施する方針です。</p> <p>○②は編成・運営業務や衛星回線による提供など、これまで実施している「NHKワールド・プレミアム」の外国の放送事業者への提供等の実施にあたり、現在も発生している費用の一部を、配賦計算によりインターネット活用業務の費用として扱うものであり、新たな費用がかかるものではありません。</p> <p>○このように、今回実施しようとしている業務のために新たにかかる費用は1億円を超えないと見込んでいます。5億円が新たにかかるということではありません。</p> <p>○公金にまつわる不正は公共メディアの職員として許されない行為であり、再発防止に努めてまいります。</p> <p>(追記：「年額5億円を超えない」とする変更をとりやめ、当面、現行規定(年額1億円を超えない)を変えないこととしました。)</p>
--	---	---

<p>附則 第 2 条 地上テレビ常 時同時配信の 段階的实施</p>	<p>附 則の第二条を勝手に削除するのはおかしいと思います。削除理由を明確にして国民の意見を求めるべきです。 【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の附則第 2 条は、地上テレビ常時同時配信の段階的实施についての規定です。 ○地上テレビ常時同時配信については、本則第 14 条第 3 項の表の 2 において 1 日 24 時間（放送休止時間帯を除く。）行うことを規定していますが、これまで附則第 2 条の規定に基づいて提供時間を限定し、1 日 17 時間程度～19 時間程度実施してきました。 ○2022 年度から、地上テレビ常時同時配信の提供時間の限定を終了し、本則の規定どおり 1 日 24 時間（放送休止時間帯を除く。）実施しています。 ○附則第 2 条は役割を終えたことから、今回の実施基準の変更に際し削除する考えです。
---	---	--

【インターネット活用業務および実施基準全体に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
<p>過去長く海外で生活した経験があり、また、海外出張も多く、その時のNHKワールド・プレミアムは「今の日本本」を知る貴重な存在でした。ただ、いつも残念に思ったのは「放送権の関係で視聴できません」と、映像が静止画等になり、観たい映像が視聴できなかったことです。特にスポーツ関連の映像は、ほとんど観ることができませんでした。オリンピックの放送等はほぼ全滅でした。ぜひ、今後放映権取得の際、これら海外向け動画配信でも視聴できるような対策を取っていただきたい。</p> <p>【個人】 （個人から類似する意見：2件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の外部映像等については、権利の関係上、海外での放送・配信ができない場合があるため、やむを得ず映像・音声を配信しない措置を取ることがありますが、可能な限り海外でもご覧いただけるよう権利者等と交渉を行っています。 ○オリンピック・パラリンピック等の映像につきましては、限られた分数ではありますが、ニュースで映像をご覧いただけるようになりました。 ○今後ともサービスの向上に取り組んでいきたいと考えています。
<p>NHKのネット対応についてはとても良い取り組みだと考えています。NHKプラスについては、自宅以外でのNHK視聴を可能とし、特に外出先でのスマホ視聴が可能となったことは意義深いと感じています。さらにアーカイブ化されたことでディレイ視聴も可能となり、利便性が高まったと考えます。また、NHKニュース防災アプリは、臨時ニュースや緊急通報などの即時性に優れており、公営放送としての役割を十分に果たしていると感じます。放送業界をリード、ますますの活躍を期待しています。</p> <p>【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット活用業務全般について肯定的なご意見として承ります。
<p>海外居住の息子家族にもNHKプラスが視聴できるようにして欲しいです。小さな幼児がいますので日本語の勉強にもなります。</p> <p>【個人】</p> <p>BSプレミアムとBS1もNHKプラスでも見られるようにしてほしい。</p> <p>【個人】 （個人からの「NHKプラス」に関するご意見：3件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

NHK プラスを視聴しています。しかし、その番組途中や、現在この放送は視聴できないというような放送で、中断となったり、観る事が出来なかったりします。

【個人】

(個人から類似する意見：2件)

○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

【NHK全般に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
受信料制度の在り方	○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
放送番組など広く番組内容や編集に関するご意見	○いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

【意見募集に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
「ご意見は1人もしくは1団体1件とさせていただきます」と回答数に制限を設けるのは、大変横暴な態度ではありませんか？ 【個人】 (個人から類似した意見：1件)	○広く一般にご意見を募集する趣旨と考えており、ご意見は提出していただく1件に記載していただくようお願いします。

※「ご意見」は、いただいた原文のとおり抜粋して記載。